

## レファレンス協同データベース事業の企画協力員の 設置に関する内規

(平成十八年三月二十四日国立国会図書館内規第二号)

改正 平成三十年十月二十六日国立国会図書館内規第三号

### (目的及び設置)

第一条 国立国会図書館が実施するレファレンス協同データベースの事業の改善に資するため、国立国会図書館に、レファレンス協同データベース事業の企画協力員（以下「企画協力員」という。）若干人を置くことができる。

### (委嘱及び任期)

第二条 企画協力員は、レファレンスに関し学識経験を有する者のうちから、館長が委嘱する。

2 企画協力員の任期は、二年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

### (任務)

第三条 企画協力員は、レファレンス協同データベースの事業の改善に関する企画に参画する。

### 附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成三十年十月二十六日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成三十年十月二十六日から施行する。